

財関第472号
平成21年4月22日

(各)税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長 藤岡 博

支払手段等の輸出入許可に係る処理要領についての一部改正について

外国為替令の一部を改正する政令(平成21年政令第123号)の施行に伴い、支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について(平成20年5月22日財関第591号)の一部を下記のとおり改正し、平成21年5月12日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

支払手段等の輸出入許可に係る処理要領についての一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。